

財形年金預金

(平成24年 9月 3日現在)

商品名	・財形年金預金	
販売対象	・財形制度を取扱う企業に勤務される、契約時満55歳未満の勤労者の方のみ ・おひとり1契約で、1金融機関に限ります。	
期間	・積立期間5年以上（年1回以上の預入が必要です。） ・年金受取開始日までに、最終預入日から6ヵ月以上5年以内の据置期間が必要です。 ・積立期間および据置期間内での払戻しはできません。	
預入	預入方法	・給与または賞与からの天引き預入に限ります。 ・預入毎に期日指定定期預金を作成します。 ・預入日（継続日）から年金元金計算日（初回受取日の3ヵ月前応当日）までの期間が1年未満の場合は年金元金計算日を満期日とするスーパー定期単利型を作成し預入します。
	預入金額	・1回1円以上
	預入単位	・1円単位
払戻方法 (払戻要件)	・満60歳に達した日以降、5年以上20年以内のご指定の期間にわたり、3ヵ月毎にご指定の口座に振り込みます。 ・受取日は、1日から28日の間の日をご指定ください。	
利息	適用金利	・預入時の店頭表示の利率を適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
	利払頻度	・個別の定期預金毎に、満期時に一括して支払います。
	計算方法	・付利単位を1円とし、1年毎の年複利計算 ただし、年単位とまらない預入日数については、1年を365日とする日割計算による年複利計算
税金	・財形住宅預金と合算で元本550万円を限度として非課税とすることができます。 ・上記非課税限度額を超える場合は、元本全額の利息について分離課税（税率20%）されます。 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。	
手数料	—	
付加できる 特約事項	—	
中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・全額解約のみ可能で、一部解約はできません。 ・重度障害の状態となった場合または死亡した場合を除き、年金以外で払戻される時は、過去5年間にわたる利息および解約利息について課税されます。 ただし、年金の払戻開始後5年超の場合には解約利息のみ課税されます。 ・満期日前に解約する場合は、次の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います。 <ul style="list-style-type: none"> ① 預入期間が6ヵ月未満の場合 解約時における普通預金利率 ② 預入期間が6ヵ月以上3年未満の場合 <ul style="list-style-type: none"> 6ヵ月以上1年未満 「2年以上」の約定利率×40% 1年以上1年6ヵ月未満 「2年以上」の約定利率×50% 1年6ヵ月以上2年未満 「2年以上」の約定利率×60% 2年以上2年6ヵ月未満 「2年以上」の約定利率×70% 2年6ヵ月以上3年未満 「2年以上」の約定利率×90% <p>（ただし、小数点第3位未満は切捨て計算します。）</p>	
金利情報の入手方法	・金利については窓口へご照会ください。	



<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室（9時～17時、電話：フリーダイヤル0120-173017）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室また全国しんきん相談所（9時～17時電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際、当金庫のお客様には、東京三弁護士会の仲裁センター等に申し立てをしたうえで、長野県弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは当金庫コンプライアンス室または全国しんきん相談所、もしくは、東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・預入中断が2年以上続いた場合等財形の要件を満たさない事態が発生した場合は、課税扱いとなります。 詳しくは窓口までお問い合わせください。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）

